

## 第2章 一般廃棄物

### 1. 一般廃棄物の現況

#### (1) ごみ処理

令和6年度に本県が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の令和6年度のごみの排出量は、約223千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、熔融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計45千トン（総処理量の20.0パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は170千トン（同76.2パーセント）、最終処分量は8千トン（同3.7パーセント）となっています。

表2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ（令和6年度）

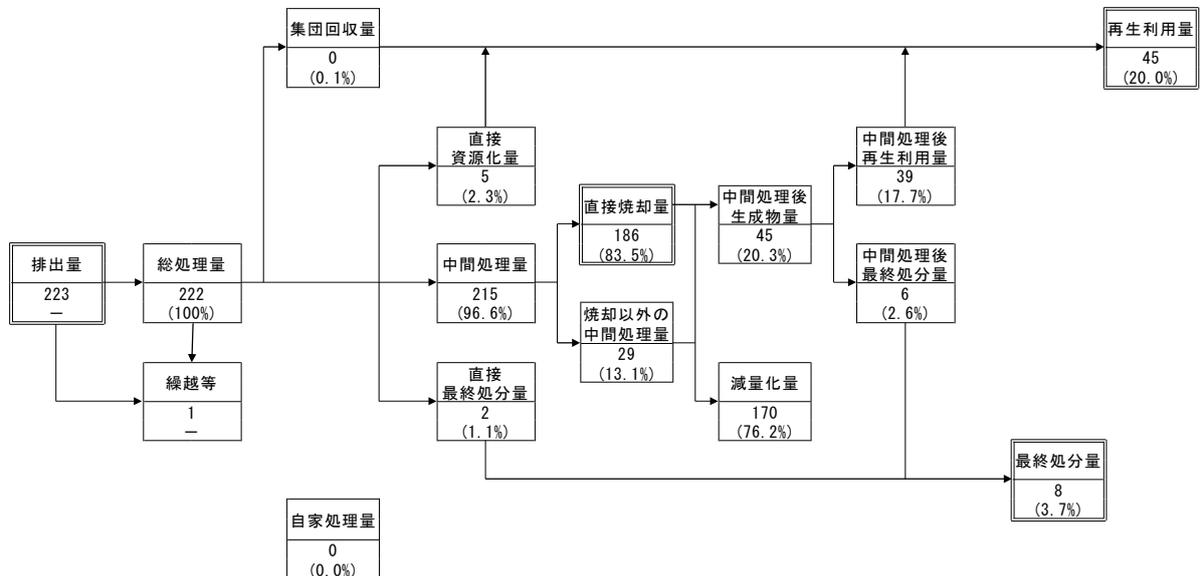
項目	数量 <sup>※1</sup>	割合 <sup>※2</sup>	備考
排出量	223千t (222,566t)		計画収集量+直接搬入量+集団回収量
総処理量	222千t (222,440t)	100%	再生利用量+減量化量+最終処分量
再生利用量	45千t (44,593t)	20.0%	熔融生成物含む（集団回収量を含む）
減量化量	170千t (169,554t)	76.2%	総処理量-再生利用量-最終処分量
最終処分量	8千t (8,293t)	3.7%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
自家処理量	0千t (28t)	—	自宅等で堆肥化等により処理される量

※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、（ ）で示した数量により求めた。

注) 表中の各項目の定義は以下のとおりとする。

- 再生利用量：市町村等で収集された後に直接資源化に供される量（直接資源化量）と処理施設等で熔融又は破碎・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたものの量（中間処理後再生利用量）を合わせたもの（集団回収量を含む）。市町村を介さない資源回収・利用（量販店で回収される食品トレーやペットボトルなど）は含まない。
- 集団回収量：再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化されるものの量



◻ 減量化目標に係る項目

注1) ( ) は総処理量に対する割合

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

注3) 割合は、表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある

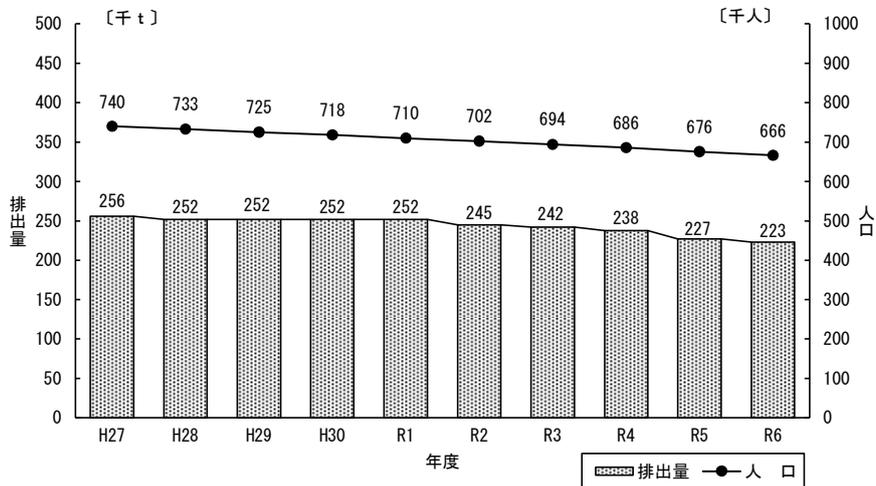
注4) 繰越等：前年度から本年度又は本年度から翌年度に繰り越して処理する量

図2-1-1 ごみ処理フロー（令和6年度）

ア. ごみ排出の概況

本県の人口は、最も多かった昭和 29 年（894 千人）から約 25 パーセント減少しており、令和 6 年度には、666 千人となっています。死亡数が出生数を上回る自然減に加え、転出が転入を上回る社会減も進んでおり、今後も減少が予想されます。

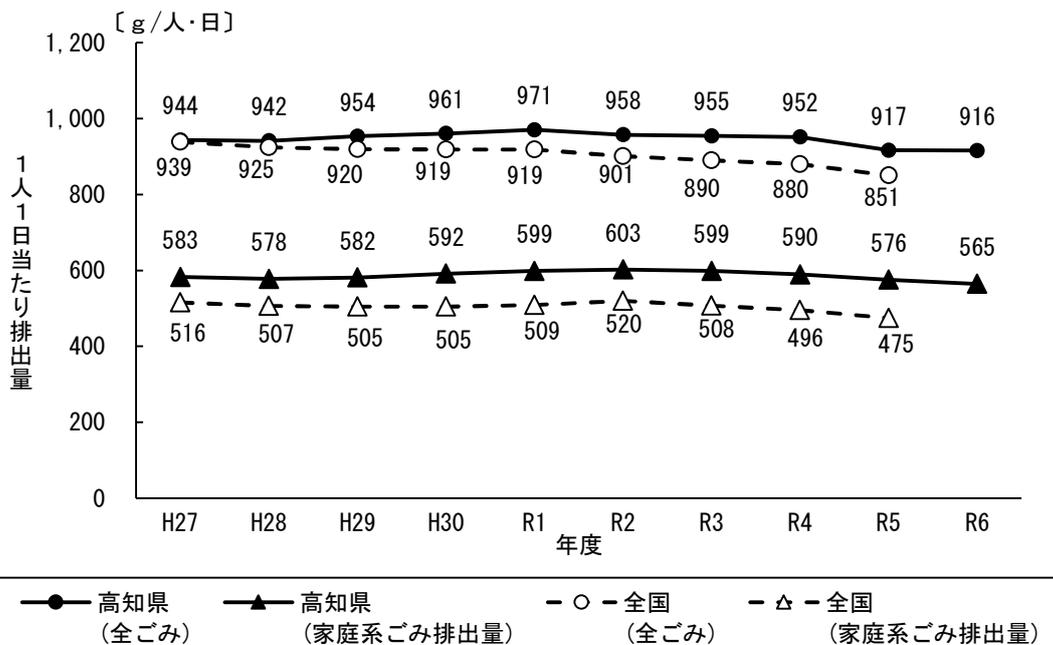
また、ごみ排出量についても、減少傾向が続いており、令和 6 年度は 223 千トンとなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

令和 6 年度の本県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 916 グラム/人・日で、令和 5 年度における全国平均（851 グラム/人・日）と比較すると多い結果になっています。また、令和 6 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、565 グラム/人・日となっており、令和 3 年度以降は減少傾向にあります。



注 1) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：家庭系ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 365 日

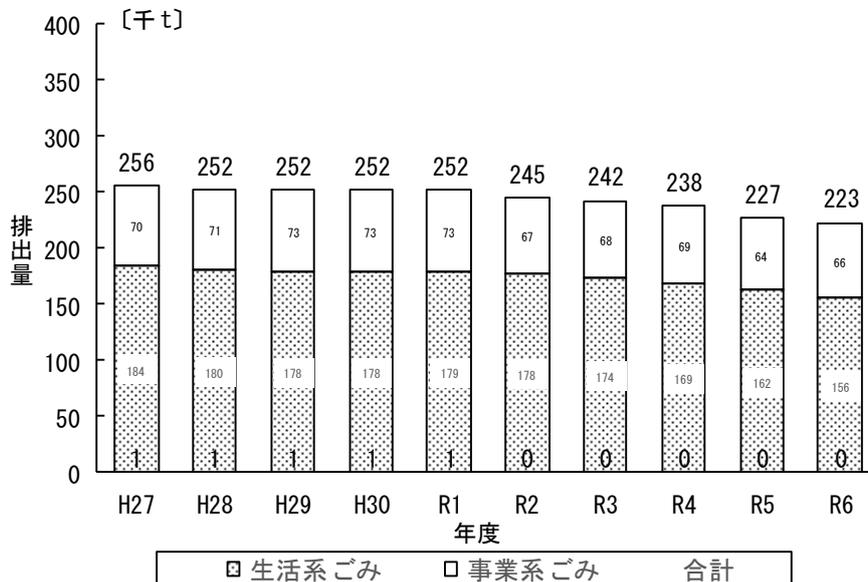
注 2) 家庭系ごみ排出量：生活系ごみのうち、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-3 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

イ. 生活系ごみ・事業系ごみ等の概況

生活系のごみは平成 29 年度までは減少しており、平成 30 年度以降は概ね横ばいで推移していましたが、令和 3 年度以降は再び減少しています。事業系ごみの排出量は増減を繰り返しながら変動しており、全体的には減少傾向にあります。



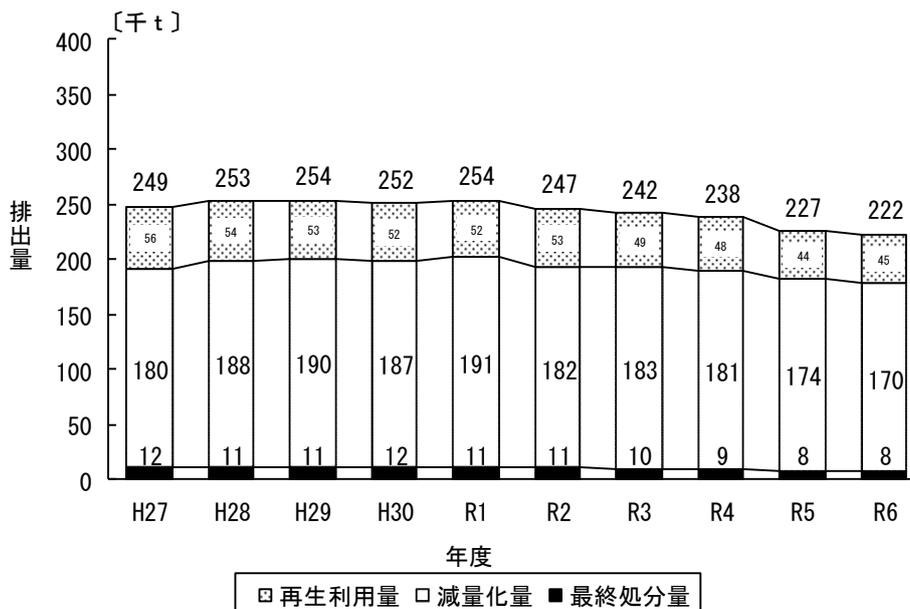
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図 2-1-4 生活系ごみ・事業系ごみ等排出量の推移 (平成 27 年度～令和 6 年度)

ウ. 処理・処分の概況

令和 6 年度の総処理量 222 千トンのうち再生利用量は 45 千トン、減量化量は 170 千トン、最終処分量は 8 千トンとなっています。平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間では、排出量の減少に伴い、再生利用量、減量化量、最終処分量ともに減少しています。



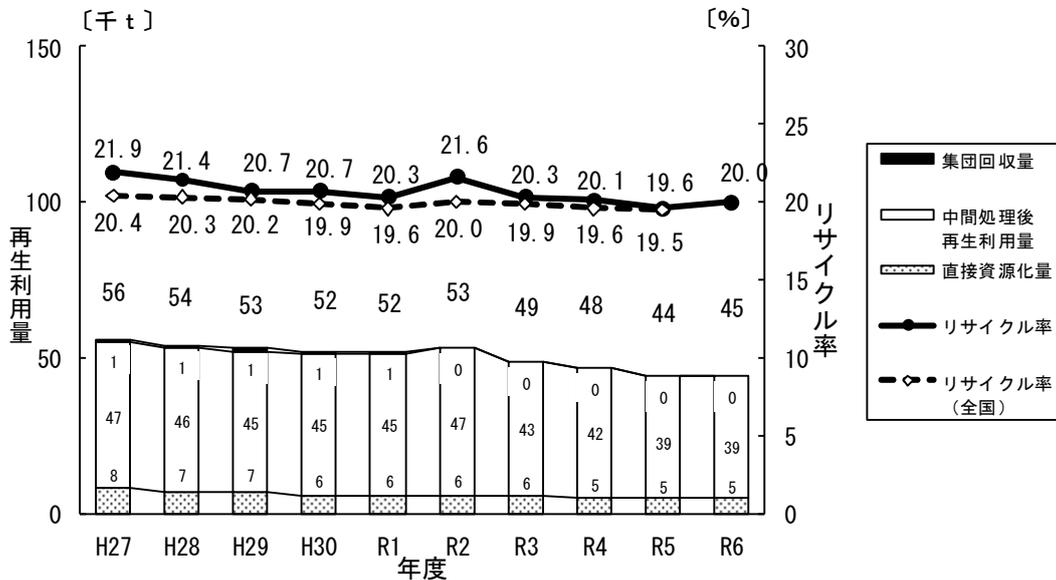
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図 2-1-5 処理・処分量の推移 (平成 27 年度～令和 6 年度)

エ. 資源化の概況

令和6年度の再生利用量は45千トンで、内訳は直接資源化量5千トン、中間処理後再生利用量39千トン、集団回収量0.1千トンとなっています。平成27年度から令和6年度までの10年間における再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量ともに減少しています。



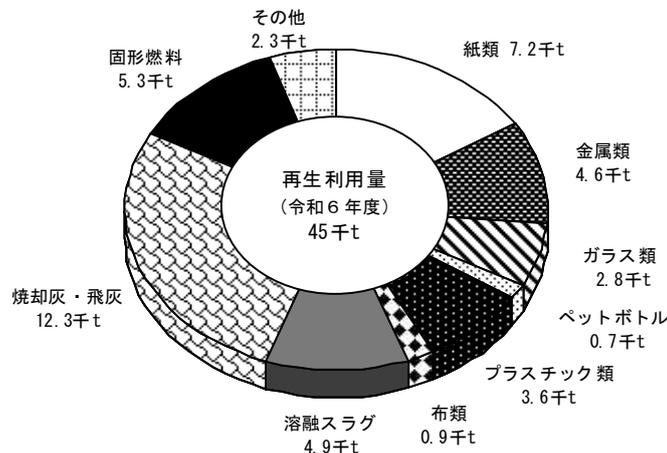
注1) リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷総処理量

注2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図2-1-6 リサイクル率、再生利用量の推移 (平成27年度～令和6年度)

令和6年度の再生利用量を品目別にみると、焼却灰・飛灰が12.3千トンで最も多く、次いで紙類が7.2千トン、固形燃料が5.3千トンとなっています。



注) 図中の品目のうち、紙類、プラスチック類、溶融スラグ、焼却灰・飛灰、固形燃料 (RDF、RPF) については、以下のとおりとする。

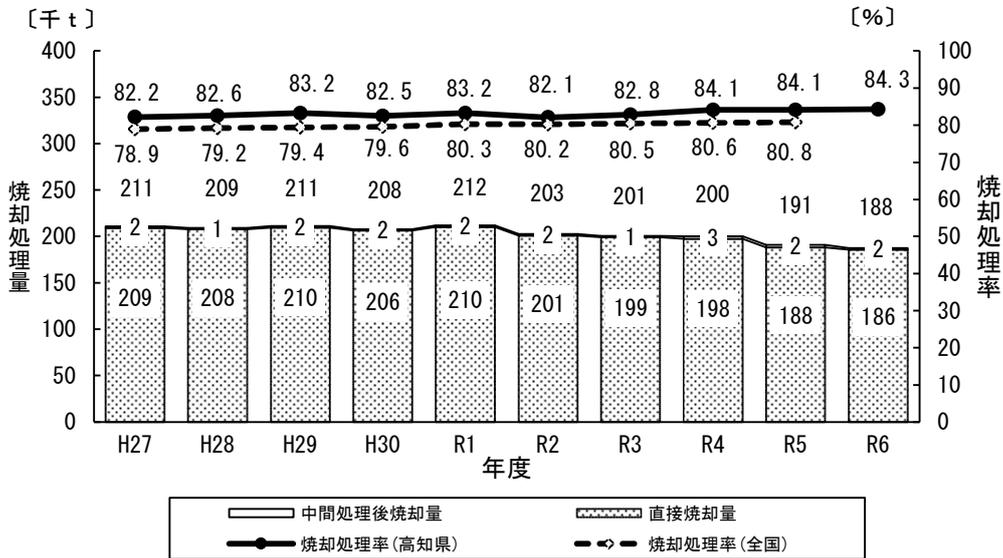
- ・紙類 : 紙パック、紙製容器包装、雑紙、その他の紙類を合わせたもの
- ・プラスチック類 : 白色トレイ、その他プラスチックを合わせたもの
- ・溶融スラグ : ごみ又はその焼却灰を1300℃以上の高温で溶融し、冷却・固化させたもの
- ・焼却灰・飛灰 : 焼却灰 (焼却炉の底から排出されるもの)・飛灰 (排ガスに含まれるばいじんを捕集したもの) のセメント原料化、飛灰の山元還元 (飛灰に含まれる重金属を回収し、材料として再使用する) を合わせたもの
- ・固形燃料 (RDF) : Refuse Derived Fuel (廃棄物由来の燃料) の頭文字をとった名称で、生ごみやプラスチックなどのごみを砕いて乾燥させ、成形したもの
- ・固形燃料 (RPF) : Refuse Paper and Plastic Fuel の頭文字をとった名称で、古紙と廃プラスチックを主原料とし、一定の品質となるよう調整の上、圧縮成型したもの

図2-1-7 品目別再生利用量 (令和6年度)

オ. 中間処理の概況

令和6年度の焼却処理量は、188千トンでほとんどが直接焼却処理されています。

総処理量に対する焼却処理率は令和6年度では、84.3パーセントで令和5年度の全国平均（80.8パーセント）に比べ、わずかに高くなっています。平成27年度から令和5年度までの本県の焼却処理率は、全国平均に比べ1.9～3.8ポイント上回っています。



- 注1) 焼却処理量は溶融処理量を含む。
- 注2) 焼却処理量は中間処理後焼却量を含む。
- 注3) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注4) 焼却処理率：(直接焼却量+中間処理後焼却量)÷総処理量

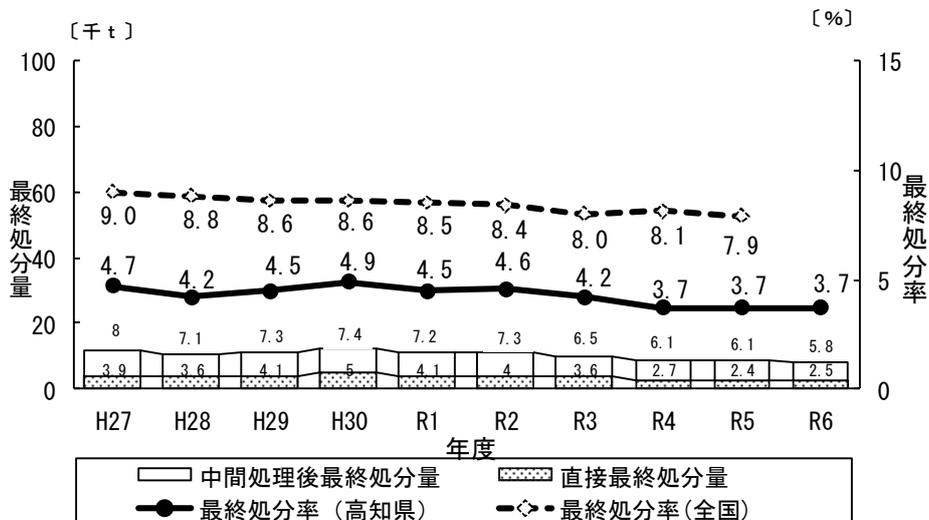
出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図2-1-8 焼却処理量、焼却処理率の推移（平成27年度～令和6年度）

カ. 最終処分の概況

令和6年度における本県の最終処分量は8千トンで、その内訳は直接最終処分量2千トン、焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が6千トンとなっています。

また、総処理量に対する最終処分率は、令和6年度は3.7パーセントとなっており、近年、若干の減少傾向が見られます。



- 注1) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注2) 最終処分率：(直接最終処分量+中間処理後最終処分量)÷総処理量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図2-1-9 最終処分量及び最終処分率の推移（平成27年度～令和6年度）

キ. 市町村等におけるごみ処理施設の設置状況

①ごみ焼却施設

令和6年度末現在、本県では、ごみ焼却施設は8施設が稼動しています。

これら8施設は、いずれの施設も昭和56年(1981年)の建築基準法改正以降の整備であり、耐震基準を満たしているとともに、浸水区域外に設けられています。また、これらのうちごみの熔融処理施設は2施設、発電を行うものが4施設、熱利用を行うものが6施設となっています。

表2-1-2 ごみ焼却施設の状況(令和6年度)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力(t/日)	年間処理量(t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏事務組合	安芸広域メルトセンター	80	14,086	ガス化熔融改質	2	2006(平成18)	○	○
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合まほろばクリーンセンター	120	24,972	焼却	2	2017(平成29)	○	○
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	101,836	焼却	3	2001(平成13)	○	○
	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター	17.5	2,250	焼却	1	1996(平成8)	—	—
中央西部	高知中央西部焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	11,944	焼却	2	2001(平成13)	—	○
	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター	60	6,077	焼却	2	1993(平成5)	—	○
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	4,303	焼却	2	2002(平成14)	—	—
幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンター	140	27,063	ガス化熔融改質	2	2002(平成14)	○	○

②ごみ固形燃料化施設(RDF)

令和6年度末現在、ごみ固形燃料化施設は1施設が稼動しています。

表2-1-3 ごみ固形燃料化施設(RDF)の状況(令和6年度)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力(t/日)	年間処理量(t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始年度
高幡広域	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	7,980	固形燃料化(RDF)	可燃ごみ、生ごみ(厨芥類)	2002(平成14)

③不燃・粗大ごみ処理施設

令和6年度末現在、不燃・粗大ごみ処理施設は6施設が稼動しています。

表2-1-4 不燃・粗大ごみ処理施設の状況(令和6年度)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力(t/日)	年間処理量(t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始年度
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	4.8	493	破碎	粗大ごみ、不燃ごみ	1995(平成7)
中央中部	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター粗大ゴミ処理工場	6	376	併用※1	粗大ごみ、不燃ごみ	1996(平成8)
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗大ごみ処理施設	10	866	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	1998(平成10)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗大ごみ圧縮機	3	8	圧縮※2	粗大ごみ、資源ごみ	1988(昭和63)
	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター粗大ごみ処理施設	10	432	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993(平成5)
幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンター	5	812	破碎	粗大ごみ	2002(平成14)

※1 併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎(粉碎)する施設

※2 圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

④資源化施設

令和6年度末現在、資源化施設は12施設、保管施設29施設となっています。

表 2-1-5 資源化施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	654	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成12)	
	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	40	選別	可燃ごみ	1988 (昭和63)	
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	5	481	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和58)	
中央 中部	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	28	2,365	圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成2)	
中央 西部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	247	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995 (平成7)	
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	690	選別、圧縮・ 梱包	金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 可燃ごみ、不燃ごみ	2004 (平成16)	
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	168	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成15)	
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	851	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 粗大ごみ	2002 (平成14)	
幡多 広域	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	24	選別、圧縮・ 梱包	金属類	1982 (昭和57)	
	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	50	選別、圧縮・ 梱包	金属類、ガラス類	1999 (平成11)	
	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	98	選別	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、粗大ごみ	1975 (昭和50)	
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,107	選別	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成15)	

表 2-1-6 保管施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	年間保管量 (t/年度)	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
安芸 広域	安芸市	安芸市リサイクルプラザ	0	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、布類	2000 (平成 14)	
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	ストックヤード	32	ペットボトル、その他	2019 (平成 31)	
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	466	紙類、金属類、ガラス類、布類	1997 (平成 9)	
	芸西村	芸西村ストックヤード	200	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、布類	2007 (平成 19)	
	北川村	北川村長山ゴミ処理場	0	紙類、布類	1999 (平成 11)	
	中芸広域連合	中芸広域連合リサイクルセンター	124	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック	2001 (平成 13)	
中央 東部	香南市	香南ストックヤード	152	ガラス類、ペットボトル、 プラスチック	2001 (平成 13)	
中央 中部	高知市	高知市再生資源処理センター	3,877	金属類、ガラス類、その他	1976 (昭和 51)	
	高知市	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場	2,365	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 4)	
	高知市	春野清掃センター	0	紙類、ガラス類、布類、その他	1997 (平成 9)	
	高知市	春野ストックヤード	0	金属類、その他	1999 (平成 11)	
	いの町	吾北塵芥処理場	70	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック、布類	1997 (平成 9)	
	日高村	日高村一般廃棄物保管施設	31	ペットボトル、プラスチック	2014 (平成 26)	
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター ストックヤード	333	ペットボトル、プラスチック布類	2014 (平成 26)	
中央 西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター	874	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック、布類	1998 (平成 10)	
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみストックヤード	650	紙類、金属類、ペットボトル、布類	1996 (平成 8)	
高幡 広域	須崎市	須崎市ホコラストックヤード	121	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル	2004 (平成 16)	
	中土佐町	中土佐町柵ノ川 空き缶ストックヤード	1	紙類、その他	1999 (平成 11)	
	津野町	津野町最終処分場保管施設	202	金属類、ガラス類、プラスチック、 布類、その他	1998 (平成 10)	
	四万十町	クリーンセンター銀河	851	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、布類	1998 (平成 10)	
幡多 広域	宿毛市	宿毛市環境管理センター	59	ガラス類	1996 (平成 8)	
	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	24	金属類	1982 (昭和 59)	
	土佐清水市	土佐清水市ストックヤード	20	ガラス類	2003 (平成 15)	
	土佐清水市	土佐清水市廃蛍光灯保管施設	1	その他資源ごみ	1989 (平成元)	
	土佐清水市	土佐清水市リサイクルセンター	20	金属類	1999 (平成 11)	
	大月町	大月町清掃センター	9	金属類	1983 (昭和 58)	
	大月町	大月町環境クリーンセンター	41	紙類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル	1998 (平成 10)	
	幡多広域市町 村圏事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	1,139	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成 15)	
	幡多中央環境 施設組合	幡多中央環境施設組合 ストックヤード	150	その他資源ごみ	1999 (平成 11)	

ク. 市町村等における一般廃棄物最終処分場の設置状況

令和6年度末現在、最終処分場は埋立中15施設、休止4施設となっています。

表 2-1-7 一般廃棄物最終処分場の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (㎡)	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立終了年度	処分場の現状
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	12,500	48,000	0	18,577	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	1995 (平成7)	2015 (平成27)	休止
	奈半利町	奈半利町茄子谷 廃棄物処分場	4,500	20,528	5	5,131	不燃ごみ	1990 (平成2)	2050 (令和32)	埋立中
	田野町	田野町築地 不燃物処理場	960	7,000	130	3,286	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成13)	2020 (令和2)	埋立中
	安田町	安田町不燃物 埋立処分地	8,747	90,000	0	81,253	不燃ごみ	1980 (昭和55)	2017 (平成29)	休止
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	室津埋立地	4,700	19,800	9	1,460	不燃ごみ	1996 (平成8)	2025 (令和7)	埋立中
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16,300	83,000	2,190	40,950	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2016 (平成28)	埋立中
	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9,000	54,000	0	14,343	不燃ごみ、粗大ごみ	1980 (昭和55)	2019 (令和元)	休止
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63,300	698,000	1,243	114,963	不燃ごみ、その他	1985 (昭和60)	2054 (令和36)	埋立中
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3,200	16,000	219	3,018	焼却残渣（主灰）、その他、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成13)	2029 (令和11)	埋立中
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15,000	122,000	1,121	72,963	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1994 (平成6)	2027 (令和9)	埋立中
	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2,400	19,000	0	1,244	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2020 (令和2)	埋立中
高幡広域	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11,000	91,000	515	41,920	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2004 (平成16)	2018 (平成30)	埋立中
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4,600	24,000	24	3,285	不燃ごみ	1995 (平成7)	2010 (平成22)	埋立中
	中土佐町	中土佐町榎ノ川 不燃物埋立処理場	800	5,600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和62)	2010 (平成22)	埋立中
	四万十町	クリーンセンター銀河	2,100	12,700	246	1,488	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2021 (令和3)	埋立中
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13,700	115,000	616	44,164	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成6)	2053 (令和35)	埋立中
	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1,700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成2)	2010 (平成22)	休止
	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13,600	114,707	233	16,031	不燃ごみ、その他、 破碎ごみ・処理残渣	1989 (平成元)	2030 (令和12)	埋立中
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7,000	21,000	195	2,520	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、 不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、 粗大ごみ	1998 (平成10)	2028 (令和10)	埋立中

ケ. 市町村等以外の一般廃棄物処理施設

令和6年度末現在、市町村等の一般廃棄物処理計画に位置付けられ、食品リサイクル法に基づく魚あらを広域的に処理している施設のほか、剪定枝、汚泥等のリサイクル等を行っている施設は35施設となっています。

## (2) し尿処理

### ア. し尿の排出、処理等の概況

#### ①生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口は近年横ばいとなっており、令和6年度で238千人となっています。また、汲み取り人口は減少傾向にあり、令和6年度で80千人となっています。

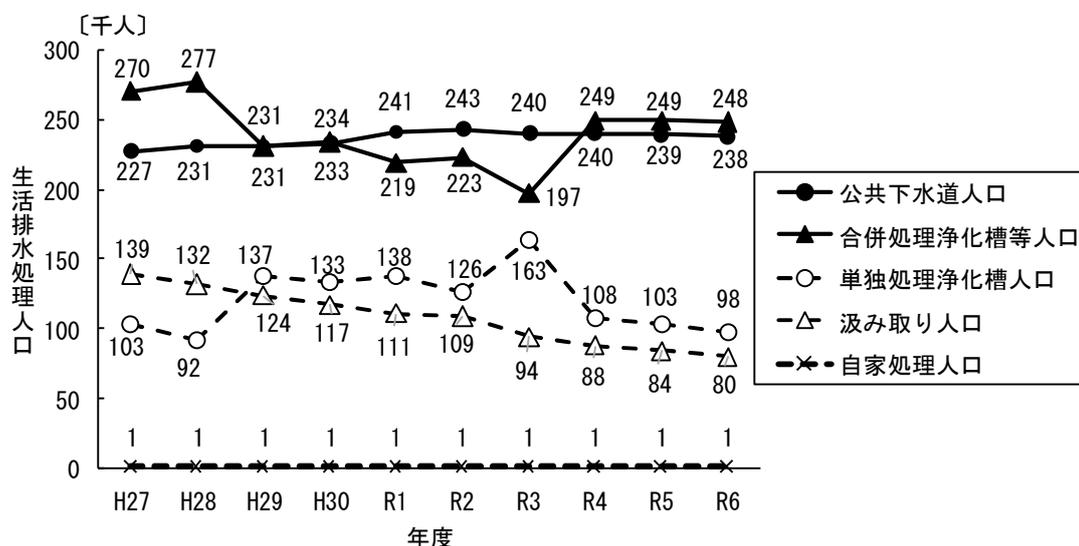
なお、合併処理浄化槽等（コミュニティプラント含む）人口と単独処理浄化槽人口は平成28年度から平成29年度にかけて大きく変動しますが、これは、算定方法の変更による影響です。

表 2-1-8 生活排水処理人口及びし尿等処理量のまとめ（令和6年度）

項目	数量	備考
総人口	666千人	
水洗化・生活雑排水処理人口	487千人	
公共下水道人口	238千人	
合併処理浄化槽等人口	248千人	集落排水処理人口（令和6年度15千人）、コミュニティプラント人口（令和6年度1千人）を含む
単独処理浄化槽人口	98千人	
汲み取り人口	80千人	
自家処理人口	1千人	
水洗化率	87.8%	(公共下水道人口+合併処理浄化槽等人口+単独処理浄化槽人口)÷総人口
生活排水処理率	73.1%	(公共下水道人口+合併処理浄化槽等人口)÷総人口
し尿等処理量	326千kℓ	
し尿	119千kℓ	
浄化槽汚泥	207千kℓ	

注1) 人口及びし尿等処理量は、小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の値で計算した値とは一致しない場合がある。



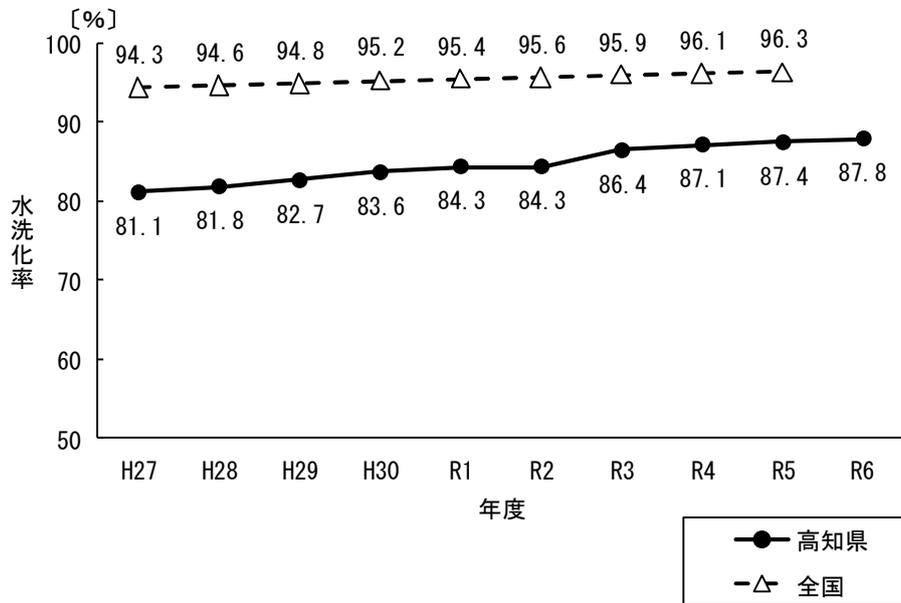
注) 平成29年度より算定方法を変更

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-10 生活排水処理人口の推移（平成27年度～令和6年度）

## ②水洗化率

令和6年度末現在、本県の水洗化率は87.8パーセントとなっており、平成27年度から令和6年度までの10年間では、6.7ポイント上昇しましたが、令和5年度では全国平均に比べ約9ポイント低くなっており、依然として生活排水処理施設の整備が全国より低い水準となっています。



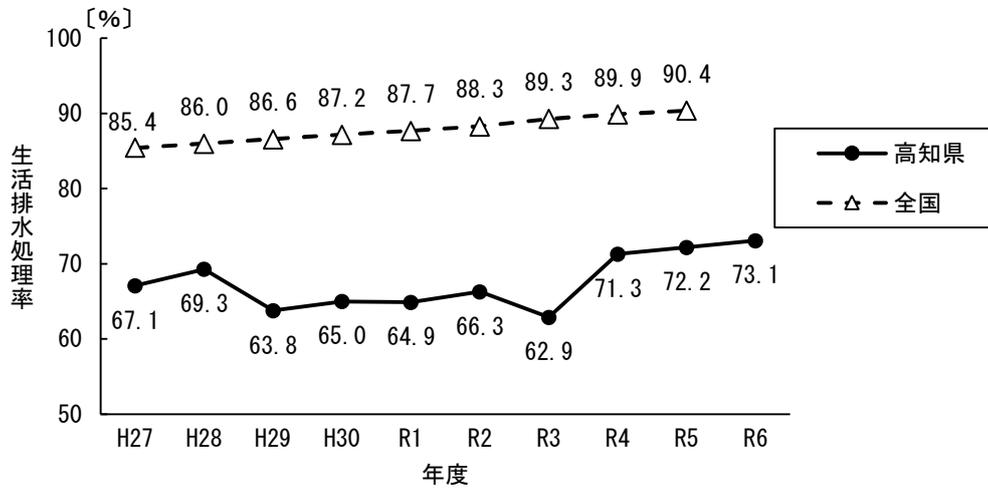
出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-11 水洗化率の推移（平成27年度～令和6年度）

- 💡 生活排水の処理は、①公共下水道、②合併処理浄化槽等（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント）、③単独処理浄化槽、④し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）で行われています。公共下水道や合併処理浄化槽等は、し尿と併せて生活雑排水（台所や風呂場からの排水）の処理が可能で、これらを整備している人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」といいます。全人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合を「水洗化・生活雑排水処理率」といい、一般に「生活排水処理率」といいます。

③生活排水処理率

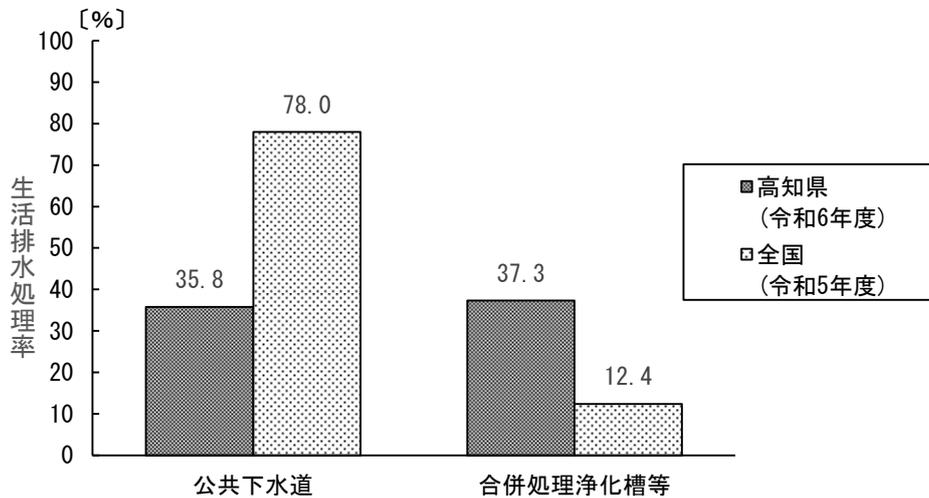
令和6年度末現在、本県の生活排水処理率は73.1パーセントとなっており、令和5年度では、全国平均に比べ約18ポイント低くなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-12 生活排水処理率の推移（平成27年度～令和6年度）

生活排水処理率の内訳をみると、本県では公共下水道が35.8パーセント、合併処理浄化槽等が37.3パーセントとなっており、生活排水処理を合併処理浄化槽等に依存する割合が高くなっています。



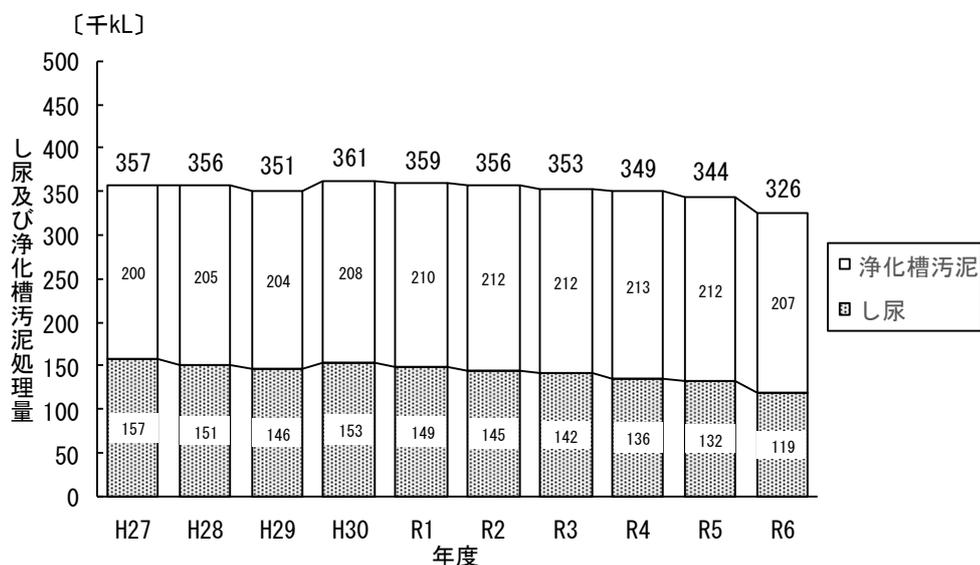
注) 合併処理浄化槽等：合併処理浄化槽に農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラントを加えたもの

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-13 生活排水処理率の内訳

④し尿等処理量

令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿が119千キロリットル（処理量全体の36.5パーセント）、浄化槽汚泥が207千キロリットル（同63.5パーセント）、合計326千キロリットルとなっています。



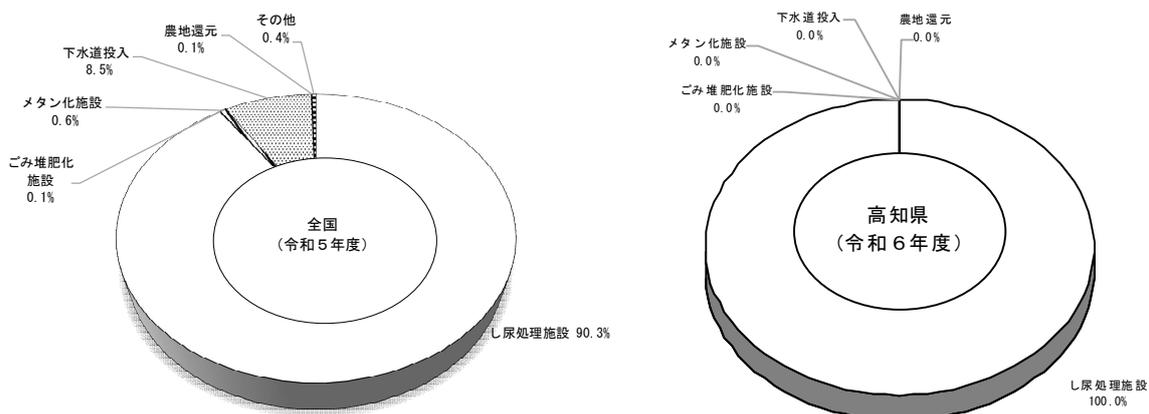
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-14 し尿等処理量の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

⑤し尿等の処理・処分方法

し尿や浄化槽汚泥は、一般的に、バキューム車で収集された後、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元等により処理・処分されています。

全国及び本県のし尿等の処理・処分の内訳をみると、本県では収集したし尿等の全量がし尿処理施設で処理されています。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-15 し尿等の処理・処分方法

イ. し尿処理施設の設置状況

令和6年度末現在、し尿処理施設は15施設が稼動しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、資源の有効利用の観点から、し尿及び浄化槽汚泥だけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに堆肥、メタンガス等を回収する「汚泥再生処理センター」へ転換することを国が推進しています。

令和6年度末現在、本県における汚泥再生処理センターは、安芸市清浄苑、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター、四万十町汚泥再生処理施設若井グリーンセンター、高幡東部清掃組合汚泥再生処理センター、幡多西部消防組合幡西衛生処理センターの5施設が稼動しています。この他、汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っているし尿処理施設が4施設あります。

表 2-1-9 し尿処理施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	汚水処理						資源化処理			使用開始年度
			処理方式	処理能力 (kL/日)	処理量				処理方式	資源化能力		
					1日 当たり (kL/日)	年間 (kL/年度)	し尿 (kL/年度)	浄化槽 汚泥 (kL/年度)		汚泥等 (t/日)	有機性 廃棄物 (t/日)	
安芸広域	安芸市	安芸市清浄苑	高負荷膜分離	30	22	8,202	5,320	2,882	堆肥化	0.1	0	2004 (平成16)
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	室戸清浄園	好希釈	35	30	10,946	5,788	5,158	その他	0	0	2015 (平成27)
	中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	高負荷膜分離	25	23	8,464	3,933	4,531		0	0	1996 (平成8)
中央東部	南国市	南国市環境センター	高負荷	70	71	26,013	10,741	15,272	その他	0	0	1996 (平成8)
	香南香美衛生組合	香南香美衛生組合衛生センター	標脱	100	88	32,179	12,895	19,284	堆肥化	0.34	0	1988 (昭和63)
中央中部	高知市	高知市東部環境センター	標脱	390	277	101,556	19,239	82,317	堆肥化	0	390	1984 (昭和59)
中央西部	仁淀川下流衛生事務組合	衛生センター	標脱	120	87	31,678	8,990	22,688	堆肥化	1	0	1999 (平成11)
	高吾北広域町村事務組合	高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター	嫌気	47	42	15,489	7,871	7,618	メタン発酵、堆肥化	2	0	1966 (昭和41)
高幡広域	四万十町	汚泥再生処理施設 若井グリーンセンター	高負荷膜分離	44	37	13,404	7,715	5,689	リン回収、助燃剤製造	0.2	0	2013 (平成25)
	高幡東部清掃組合	汚泥再生処理センター	高負荷膜分離	64	48	17,538	8,076	9,462	堆肥化	2.5	0	2016 (平成28)
幡多広域	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	高負荷膜分離	31	27	9,930	7,315	2,615	堆肥化、その他	0	0	2002 (平成14)
	四万十市	衛生センター中村	標脱	62	54	19,876	6,588	13,288	その他	0	0	1984 (昭和59)
	四万十市	クリーンセンター西土佐	高負荷	9	7	2,459	1,146	1,313		0	0	2003 (平成15)
	黒潮町	黒潮町衛生センター	膜分離	40	30	11,035	5,109	5,926		0	0	1998 (平成10)
	幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	標脱	62	44	16,073	7,840	8,233	助燃剤製造	3	0	2006 (平成18)

注1) 汚水処理量は令和6年度実績

注2) 汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っている施設

: 香南香美衛生組合衛生センター、高知市東部環境センター、高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター、土佐清水市衛生センター

注3) 資源化処理の処理方式のうち「その他」は、「メタン発酵」、「堆肥化」、「リン回収」、「助燃材製造」、「炭化」以外のものとする。

## 2. 前回の計画目標の達成状況と課題

### (1) 前回の計画目標の達成状況

ア. 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

「第5期高知県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定、以下「前回計画」という。）で定めた本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標は、以下のとおりです。

#### 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標（目標年度：令和7年度）

ア. 排出量を平成30年度に対し約9パーセント削減する。

イ. 再生利用量を約25パーセントに増加する。

ウ. 最終処分量を平成30年度に対し、約16.6パーセント削減する。

エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を537グラム（平成30年度に対して約10.3パーセント削減）に削減する。

イ. 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の達成状況

前回計画の目標の達成状況は下表のとおりです。令和6年度の実績では、排出量が223千トン、リサイクル率が20.0パーセント、最終処分量が8千トン、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が565グラムとなっており、ア. 排出量、ウ. 最終処分量は目標を達成していますが、イ. リサイクル率、エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標達成に至っていません。

また、令和6年度の実績から見込まれる令和7年度の推計においても、目標達成は困難な見込みです。

表2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の達成状況

項目	H30年度 実績		R6年度 実績		R7年度 推計	R7年度 目標
排出量（千t）	252	→ 11.6%減	223	→	221	231
リサイクル率（%） （再生利用量（千t））	20.7 (52)	→ 0.7%減	20.0 (45)	→	20.0 (44)	25 (56)
最終処分量（千t）	12	→ 33.1%減	8	→	8	10
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（g/人・日）	592	→ 4.6%減	565	→	568	537

### (2) 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の達成状況からみえる課題

- ・ 排出量及び最終処分量は、人口の減少に伴い、減少傾向が続いていますが、更なるごみの減量化に向け、引き続き生活系ごみの発生抑制に努める必要があります。
- ・ 再生利用量（リサイクル率）は令和5年度の全国平均（19.5パーセント）を少し上回る値ではあるものの、目標達成には至っておらず、引き続きリサイクル率の向上に努める必要があります。なお、量販店で回収された食品トレー等は、様々なルートでリサイクルされていますが、その実態把握が困難であることから、リサイクル率には反映されていません。全国的にも、この「市町村を介さない資源回収・利用」の影響は大きいと考えられており、本県においても、実際のリサイクル率は、より高水準であると考えられます。
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、目標を達成していないものの、平成30年度から4.6パーセント減となっており、ごみの排出抑制やリサイクル・分別回収に対する意識が着実に浸透・向上していると考えられます。引き続きごみの排出抑制等の周知・啓発を図っていくことが必要です。

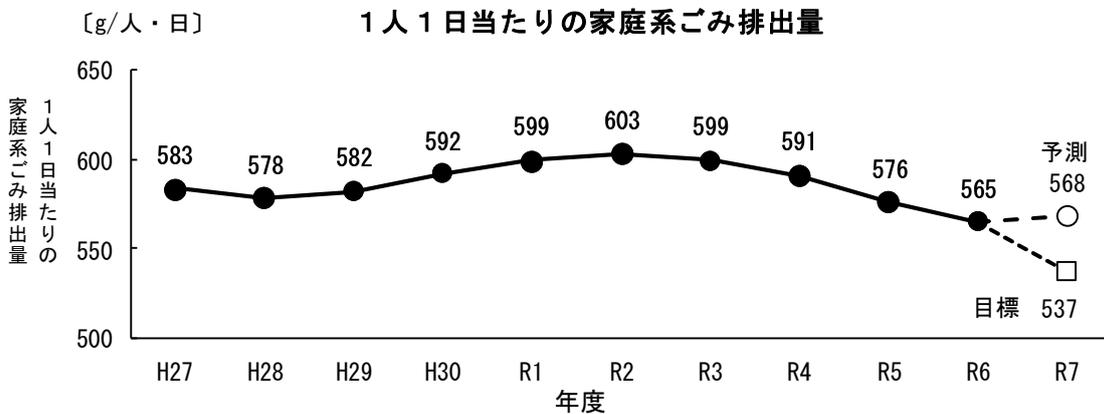
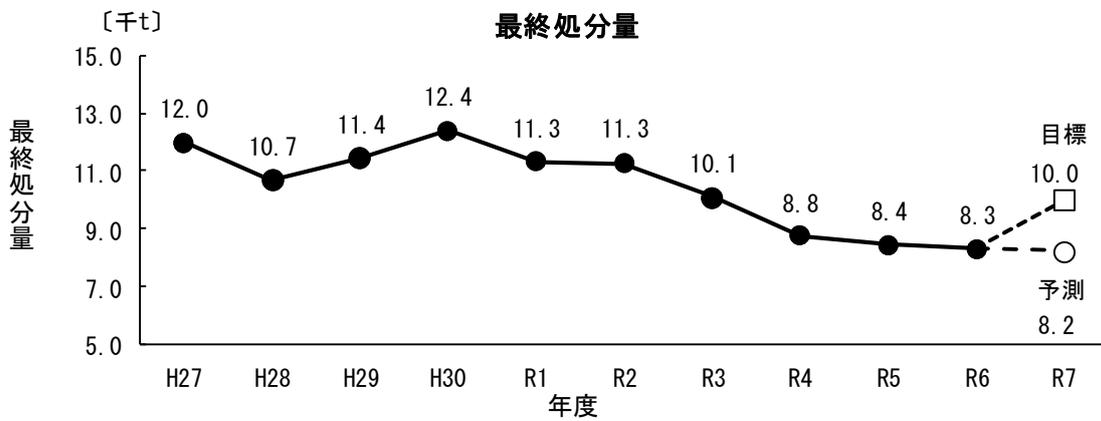
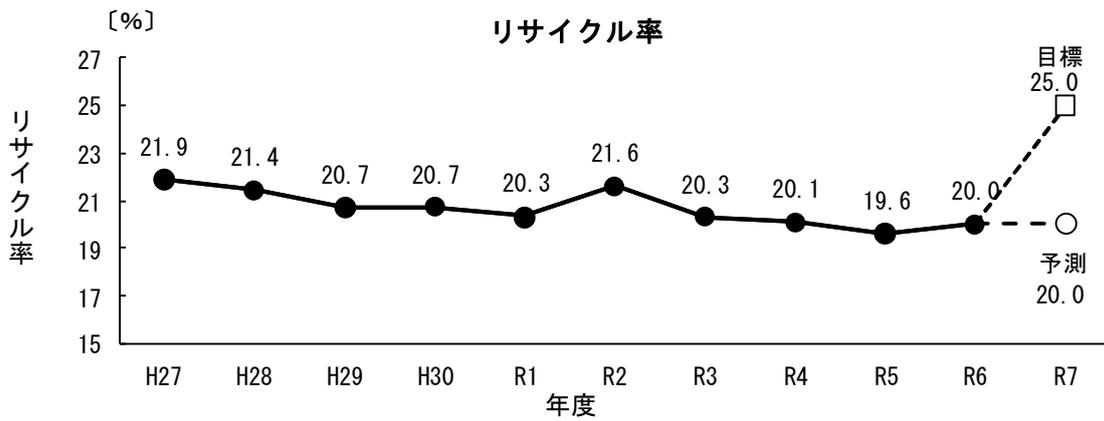
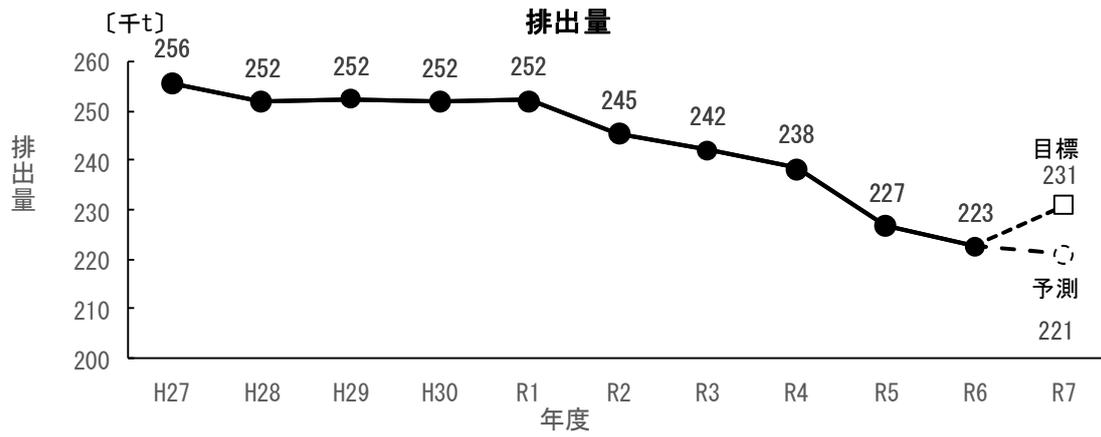


図 2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標と実績の比較

### 3. 廃棄物発生量の見込み

#### (1) 将来予測

##### ア. ごみ

ごみの将来推計は、事業系ごみ、生活系ごみ、集団回収に区分して、それぞれ行いました。

生活系ごみと事業系ごみについては、県民1人1日当たり及び従業員1人当たりの排出量に活動量（排出者総数）を乗じることで将来の排出量を求めました。集団回収量の予測は、令和6年度における生活系ごみに対する比率を用いて求めました。

県民1人1日当たりの排出量及び従業員1人当たりの排出量は、実績値の推移状況から設定しました。

活動量のうち、将来人口及び将来従業員数は、市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの推移状況をもとに推計しました。

#### ① 排出量

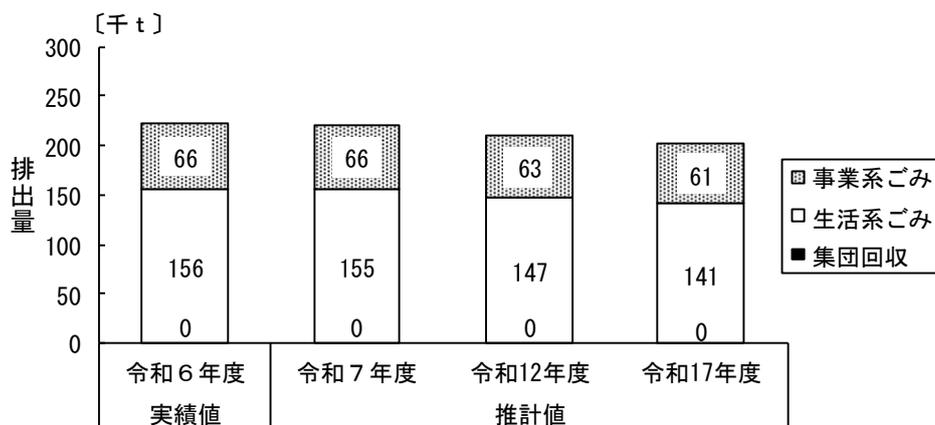
排出量については、令和12年度は210千トン、令和17年度は202千トンとなり、令和6年度の223千トンに比べて令和12年度では約6パーセント、令和17年度では約9パーセント減少すると推計されます。この主な要因は、人口の減少や2Rの取組を進めることにより、生活系ごみの排出量が少なくなること等によるものです。

表 2-3-1 排出量の将来推計

[千t, 千人]

項目	実績値	推計値		
	令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
排出量	223	221	210	202
事業系ごみ	66	66	63	61
生活系ごみ	156	155	147	141
集団回収	0	0	0	0
人口	666	659	643	628

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-1 排出量の将来推計

②処理・処分量

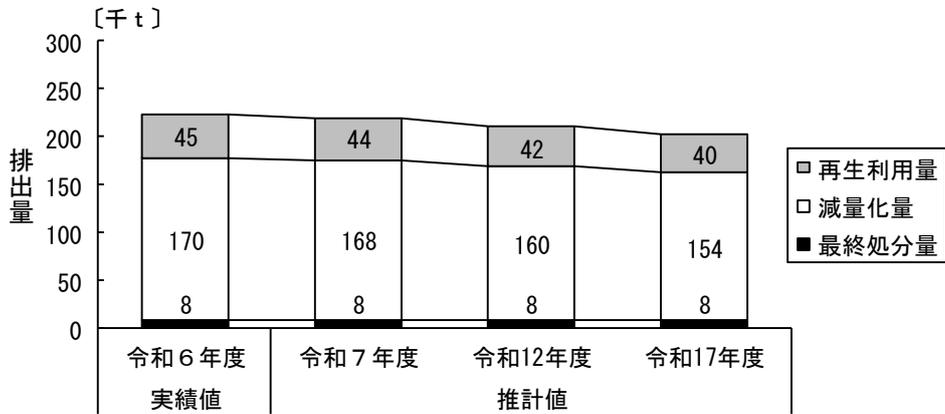
処理・処分量については、令和12年度の再生利用量は42千トン、最終処分量は8千トン、令和17年度の再生利用量は40千トン、最終処分量は8千トンと推計されます。

表 2-3-2 処理・処分量の将来推計

[千t]

項目	実績値		推計値	
	令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
処理・処分量	222	221	210	202
再生利用量	45	44	42	40
減量化量	170	168	160	154
最終処分量	8	8	8	8

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-2 処理・処分量の将来推計

イ. し尿

し尿等処理量は、し尿と浄化槽汚泥に分けて、それぞれ将来推計を行いました。

し尿処理量と浄化槽汚泥処理量については、1人1日当たりのし尿、浄化槽汚泥の処理量(収集原単位)に活動量(処理人口)を乗じて求め、将来の排出量を求めました。

活動量は、し尿については汲み取り人口とし、浄化槽汚泥については合併処理浄化槽(農業・漁業集落排水処理、コミュニティプラントを含む)及び単独処理浄化槽人口を合わせたものとしてしました。

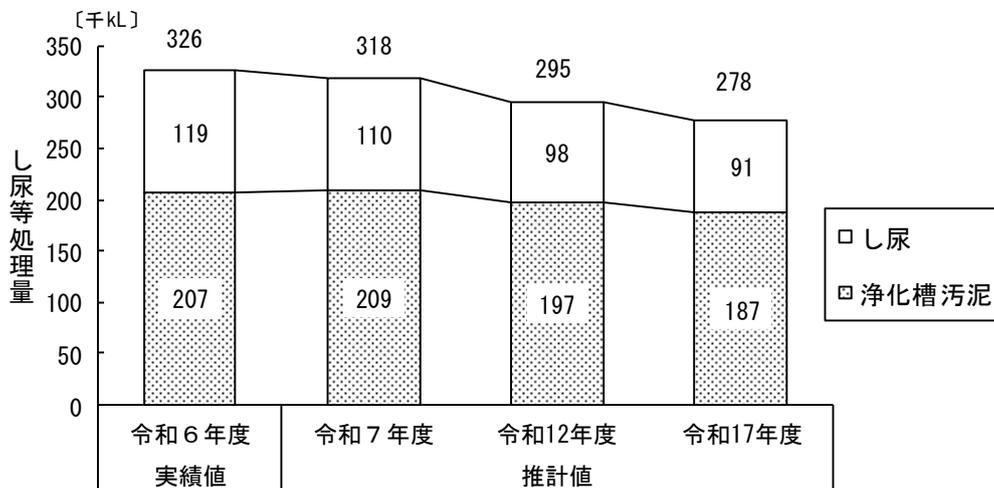
将来のし尿等処理量は、令和17年度は278千キロリットルと推計されます。

また、し尿等処理量の内訳についてみると、し尿処理量は減少傾向をたどり、浄化槽汚泥処理量は令和7年度に微増しますが、それ以降は減少傾向と推計されます。

表 2-3-3 し尿等処理量の将来推計

項 目		実績値	推計値		
		令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
1人1日当りの処理量(L/人・日)	し尿	4.06	3.81	3.76	3.73
	浄化槽汚泥	1.64	1.67	1.68	1.68
処理人口(千人)	し尿	80	79	71	67
	浄化槽汚泥	346	342	322	304
し尿等処理量(千kL)		326	318	295	278
	し尿	119	110	98	91
	浄化槽汚泥	207	209	197	187

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-3 し尿等処理量の将来推計

## 4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化

### (1) 基本方針

#### ア. 計画の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け厚生省通知）を受けて、平成11年6月に、県内市町村の相互協力によってごみ問題に係る諸課題を解決するための指針として「高知県ごみ処理広域化計画」をとりまとめ、以降、市町村と連携しながら一般廃棄物焼却施設の広域化・集約化に取り組んでいます。

そうした中、環境省は令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環境省通知）を発出し、県に、令和32（2050）年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を求めています。

人口減少や3Rの推進による1人当たりのごみ排出量の減少など、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化しているなかで、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討する必要があることから、今般、「高知県ごみ処理広域化計画」を見直すものです。

#### イ. 計画期間

計画期間は、令和32年度までの25年間とし、必要に応じて、廃棄物処理計画改定の機会（5年ごと）に見直すこととします。

#### ウ. 計画の基本方針

以下の5つの方針に沿って県、市町村及び一部事務組合間で連携し、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討します。なお、具体的な検討については、既存施設の更新時期等に合わせて関係市町村及び一部事務組合から構成される協議会を立ち上げる等により、広域化・集約化に関する検討を行います。

##### ①持続可能な適正処理の確保

- ・老朽化した廃棄物処理施設の更新、リチウム蓄電池による火災発生防止など、持続可能な適正処理を確保できる体制
- ・広域化・集約化による施設整備費や処理費の削減
- ・エネルギーの外部供給による収入確保、中継基地等設置による収集運搬の効率化

##### ②気候変動対策の推進

- ・廃棄物処理に係る一連の工程におけるエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減

##### ③資源循環の強化

- ・特にプラスチック資源の分別回収による効率的な資源循環の促進を図るための、広域ブロック内で統一された分別収集システム
- ・必要に応じ、拠点となるリサイクルプラザ等の整備
- ・メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマスの利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入

##### ④災害対策の強化

- ・災害時におけるごみ処理事業の継続性の確保及び各施設の強靱化

##### ⑤地域への多面的価値の創出

- ・地域のエネルギーセンターとしての機能や環境教育・環境学習の場としての機能など、地域への新たな価値の創出

(2)現時点での広域化状況

ア. 県内の地域区分

県内の地域区分は、平成 11 年 6 月に策定した「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域ブロックを原則とします。

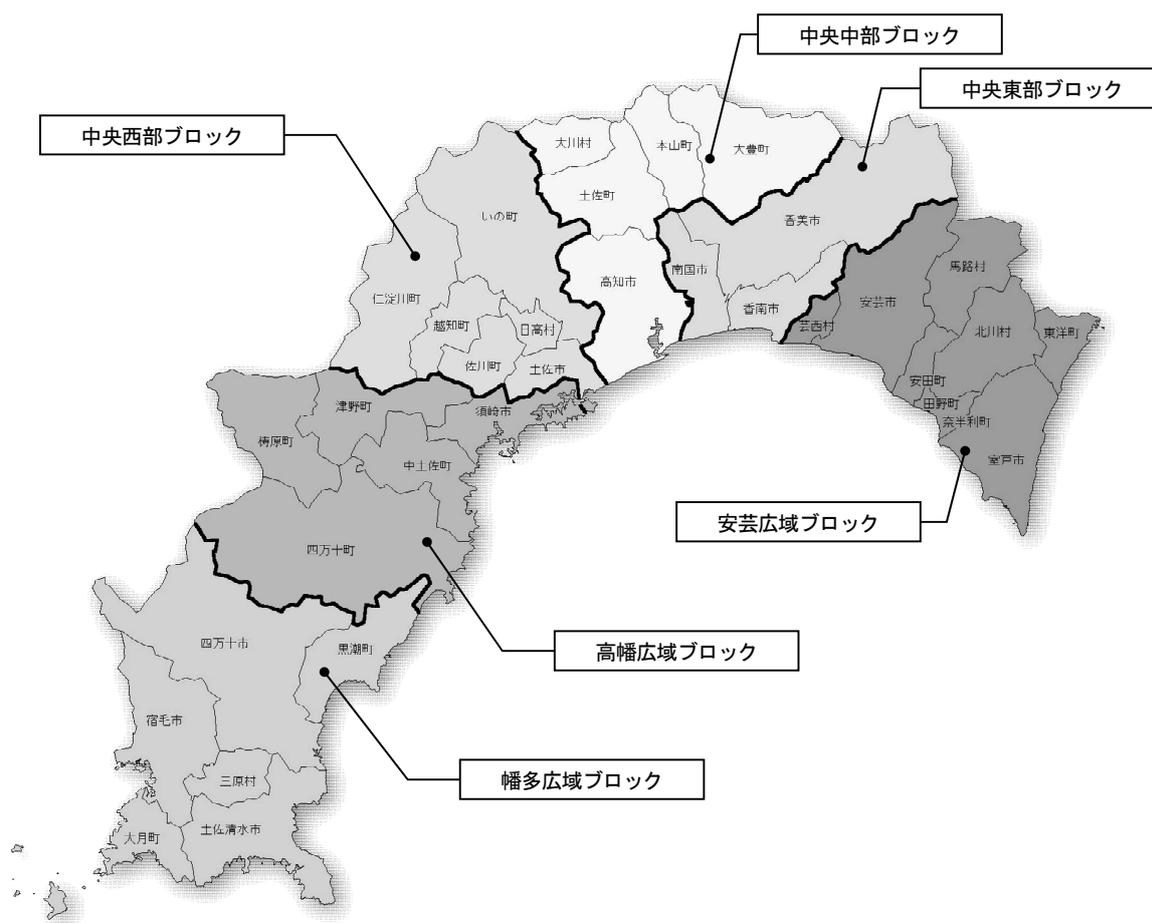
表 2-4-1 広域ブロックの概要

ブロック	人口 (千人) ※1	面積 (km <sup>2</sup> ) ※2	構成市町村
安芸広域	42	1,128	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東部	103	790	南国市、香南市、香美市
中央中部	323	1,066	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西部	73	1,153	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡広域	48	1,405	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多広域	77	1,560	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
合計	666	7,102	

※1 令和 6 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

※2 平成 6 年 4 月 1 日現在（「令和 6 年度高知県統計書」抜粋）

注) 人口及び面積は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 市町村区分は令和 7 年 4 月 1 日現在

図 2-4-1 地域区分の状況

イ. 本県のごみ焼却施設の現状

	広域化計画策定当時 (平成11年度)	広域化計画策定当時 の目標	令和2年度時点	→	現状(令和7年度)
安芸広域ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>東洋町 室戸市: 50t/16h S57 芸東衛生組合</li> <li>奈半利町 田野町: 16t/8h S63</li> <li>北川村: 2t/8h S57</li> <li>馬路村: 4t/8h S61</li> <li>安田町: 8t/8h S58</li> <li>安芸市: 20t/8h S48</li> <li>芸西村: 6t/8h S63</li> </ul>	新施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>東洋町 室戸市 奈半利町 田野町 北川村 馬路村 安田町 安芸市 芸西村</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>東洋町 室戸市 奈半利町 田野町 北川村 馬路村 安田町 安芸市 芸西村</li> </ul>
中央東部ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>南国市 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野市町 夜須町 香北町 吉川村 物部村</li> </ul>	新施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>南国市 香南市 香美市</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>南国市 香南市 香美市</li> </ul>
中央中部ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知市: 450t/24h S55</li> <li>鏡村: 0.4t/日</li> <li>土佐山村: 1t/8h H6</li> <li>本山町 土佐町: 16t/8h H8 嶺北広域行政事務組合</li> <li>大豊町: 6t/8h S63</li> <li>大川村: 2t/8h H5</li> <li>本川村: 4t/8h S52</li> </ul>	新施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知市: 高知市 600t/24h (H13稼働開始)</li> <li>本山町 土佐町 大豊町 大川村 いの町本川: 嶺北広域行政事務組合 17.5t/8.75h (H8稼働開始)</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知市: 高知市 600t/24h</li> <li>本山町 土佐町 大豊町 大川村: 嶺北広域行政事務組合 17.5t/8.75h</li> </ul>
中央西部ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>吾北村: 6t/8h S49</li> <li>土佐市: 40t/8h H10</li> <li>伊野町 日高村: 30t/8h S51 仁淀川中央清掃組合</li> <li>春野町: 30t/8h S57</li> <li>池川町 吾川村 佐川町 越知町 仁淀村: 40t/8h H6 高吾北広域町村事務組合</li> </ul>	新施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐市 いの町 (本川を除く) 日高村: 高知中央西部焼却処理事務組合 120t/24h (H13稼働開始)</li> <li>仁淀川町 佐川町 越知町: 高吾北広域町村事務組合 60t/24h (H5稼働開始)</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐市 いの町 日高村: 高知中央西部焼却処理事務組合 120t/24h</li> <li>仁淀川町 佐川町 越知町: 高吾北広域町村事務組合 60t/24h</li> </ul>
高幡広域ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>須崎市 中土佐町 葉山村 大野見村: 45t/8h S51 高幡東部清掃組合</li> <li>窪川町: 20t/8h H3 (窪川) 3t/8h S48 (興津)</li> <li>大正町: 4t/8h S58</li> <li>十和村: 5t/8h S58</li> <li>梶原町 東津野村: 6t/8h H10 (RDF) 津野山広域町村事務組合</li> </ul>	新施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>須崎市 中土佐町 津野町葉山: 高幡東部清掃組合 53t/8h (RDF) (H14稼働開始)</li> <li>梶原町 津野町東津野: 津野山広域事務組合 6t/8h (RDF) (H10稼働開始)</li> <li>四万十町: 四万十町 25t/8h (H14稼働開始)</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>須崎市 中土佐町 梶原町 津野町: 高幡東部清掃組合 53t/8h (RDF)</li> <li>四万十町: 四万十町 25t/8h</li> </ul>
幡多広域ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿毛市: 40t/8h S53</li> <li>中村市 大方町: 50t/8h H3 幡多中央環境施設組合</li> <li>佐賀町: 4t/8h S63</li> <li>土佐清水市: 30t/8h S63</li> <li>大月町: 12t/8h S58</li> <li>西土佐村: 5t/8h S50</li> <li>三原村</li> </ul>	新施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿毛市 四万十市 黒潮町 土佐清水市 大月町 三原村</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿毛市 四万十市 黒潮町 土佐清水市 大月町 三原村</li> </ul>

図2-4-2 ごみ処理広域化計画策定当時の目標と現在の状況

ウ. 本県のマテリアルリサイクル推進施設の現状

①ごみ堆肥化施設

ごみ堆肥化施設は、令和6年度までにすべて廃止されており、堆肥化施設はありません。

②プラスチック類の資源化等を行う施設

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央 中部	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	28	2,365	圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 2)
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	690	選別、圧縮・ 梱包	金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 可燃ごみ、不燃ごみ	2004 (平成 16)

③その他の資源化等を行う施設

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	654	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成 12)
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	5	481	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和 58)
高幡 広域	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	168	選別、圧縮・ 梱包	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成 15)
幡多 広域	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	50	選別、圧縮・ 梱包	金属類、ガラス類	1999 (平成 11)
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,107	選別	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成 15)

④不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	4.8	493	破碎	粗大ごみ、不燃ごみ	1995 (平成 7)
中央 中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	376	併用※1	粗大ごみ、不燃ごみ	1996 (平成 8)
中央 西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	866	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	1998 (平成 10)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ圧縮機	3	8	圧縮※2	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和 63)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	432	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成 5)
幡多 広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	5	812	破碎	粗大ごみ	2002 (平成 14)

※1 併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（粉碎）する施設

※2 圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

エ. 広域化・集約化の進捗状況

本県のごみ焼却施設数は、平成10年度には30施設でしたが、平成18年度以降は8施設（RDF（ごみ固形燃料化）施設を除く）であり、約7割減少しました（全国は、H10:1,769施設がR4:1,016施設に約4割減少）。

一方、施設（RDF施設を除く）の平均処理能力は、平成10年度には37トン/日でしたが、令和4年度は145トン/日であり、大幅に増加しました（全国は、H10:109トン/日がR4:172トン/日に約6割増加）。

また、全連続式の施設数は、平成10年度には2施設と全体の約7パーセントでしたが、令和4年度は5施設と全体の約63パーセントに増加しています（全国は、H10:474施設（全体の約27パーセント）がR4:682施設（全体の約67パーセント）に増加）。

計画の目標（各ブロックそれぞれでごみ焼却施設1施設）を達成しているのは、安芸広域ブロック、中央東部ブロック、幡多広域ブロックです。

これらのことから、ごみ焼却施設の広域化・集約化に関する本県の取組は、全国より進んでいる傾向にあります。

マテリアルリサイクル推進施設については、各自治体において、区域内のごみ処理を行うために必要な施設を整備・維持している状況です。

今後、特にプラスチックについてのリサイクルの推進が求められていることから、リサイクルに向けた拠点施設を整備する必要があると考えられます。新たに施設の整備を検討する際には、周辺自治体との広域的な処理についても検討する必要があります。

オ. ブロック区割りのあり方

令和7年6月に実施した市町村アンケート調査（ブロック区割り設定について）では、広域処理単位を「現ブロック区割りを基本に検討するべき」とする回答が82パーセント（28/34市町村）、「現ブロック区割りを越えた更なる広域化について検討するべき」が18パーセント（6/34市町村）と、現ブロック区割りを基本とするべきとの意見が多数ある一方で、現ブロック区割りを越えたさらなる広域化が必要との意見も挙げられました。

①「現ブロック区割りを基本に検討するべき」の主な理由は以下のとおりです。

- ・ 現ブロック区割りを超える広域化は、収集運搬・中間処理に係るコスト増を招くおそれがあるため
- ・ 災害時の対応として、一定の施設数を確保する必要があるため
- ・ 現ブロック区割りをベースとする広域処理は、20年以上の実績を有するため

②「現ブロック区割りを越えた更なる広域化について検討するべき」の主な理由は以下のとおりです。

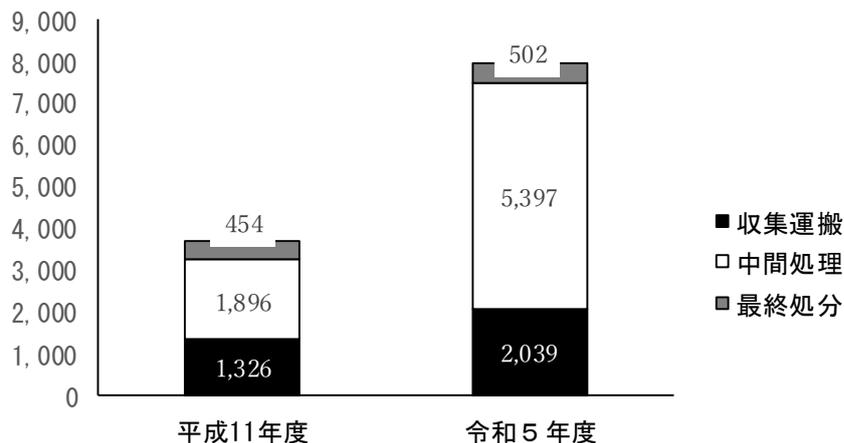
- ・ 今後、更なる人口減少・高齢化の進行が想定されるため
- ・ より安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するため
- ・ 施設の維持・改修費を確保するためには、広域化による財源確保が必要であるため

こうした意見を踏まえ、ブロック区割りについては、現ブロック区割りを土台として、人口減少に伴うごみの排出量の減少や災害時の代替性などを勘案しながら、地域の実情に応じて柔軟に検討していくこととします。

<本県のごみ処理経費の推移>

- ・ 平成11年から令和5年までの間、処理及び維持管理費の総額（収集運搬費を含む）、「収集運搬費」及び「中間処理費」ともに増加しています。

ごみ処理経費の推移（平成11年度及び令和5年度）



### (3) 今後の取組方針（県の役割）

本計画の趣旨に掲げるとおり、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、県、市町村及び一部事務組合間で検討体制を設け、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討していくこととします。

検討において、県は、ブロックごとの施設整備計画や過渡期の対応等を把握した上で、施設の更新や大規模修繕を行う場合には、周辺自治体との広域化の可能性に関する技術的助言を行い、広域化・集約化の進行管理を行うなど積極的に関わっていきます。

#### ア. 各ブロックにおける廃棄物処理体制

将来の人口及び廃棄物発生量予測を基に、基本方針（持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出）に沿って安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を検討します。

その際、生活系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、排出抑制、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行います。

#### イ. ブロックのあり方

人口減少に伴うごみの排出量の減少や、災害発生時の広域処理を見据えて、最も安定的かつ効率的な廃棄物処理体制となるブロックを市町村と協議しながら検討していきます。

#### ウ. ごみ処理施設の集約化

今後発生しうる様々な情勢変化に対応するため、ごみ処理施設の集約化及び広域的な整備に向けて継続して検討します。

その際、広域化・集約化によるごみ処理事業経費の効率化を評価するにあたっては、ごみ処理事業全体での経費を把握した上で、定量的に評価することに留意します。

また、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の削減及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、プラスチック資源の分別回収による効率的な資源循環やデジタル技術の導入などを検討していきます。

#### エ. 災害対策の強化、各施設間の相互支援体制の構築

本県では、今後30年以内に60パーセントから90パーセント程度以上の確率で発生するとされている南海トラフ地震に備えて取組を進めています。

このうち、災害廃棄物の処理については、平成30年度に県内6ブロックに設置された災害廃棄物処理広域ブロック協議会において、市町村間の広域処理体制の構築に向けた仮置場候補地の検討・選定や、施設間及び関係団体との災害協定の締結などについて継続して検討していきます。

また、都道府県域を越える広域的な処理体制の構築に向けても、環境省及び関係自治体との連携体制の構築を進めます。